

高第 2 3 1 号
令和 7 年 6 月 4 日

各指定介護サービス事業所等運営法人代表者
各介護保険施設運営法人代表者
各老人福祉法関係施設運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等を除く。)

} 様

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長

「原則として医行為ではない行為」に関するガイドラインについて

平素より、県の福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、標記のことについて、厚生労働省から事務連絡がありましたので、お知らせします。

所 属	岐阜県健康福祉部高齢福祉課事業者指導係		
係 長	河 村	担 当	信 田
電 話	058-272-1111 内 3468		
F A X	058-278-2639		
E-mail	c11215@pref.gifu.lg.jp		